

総行選第 52 号
令和 2 年 8 月 12 日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務省自治行政局選挙部長

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

第 201 回国会において成立をみた公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）は、令和 2 年 6 月 10 日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正則」という。）が、令和 2 年総務省令第 76 号をもって、本日公布されました。

改正則は、改正法による公職選挙法の改正に伴い、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出書等に添えなければならない宣誓書の様式を改めるものであり、改正法の施行の日（令和 2 年 9 月 10 日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、改正則による改正後の公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の運用に遺漏のないよう改正則の内容を十分御理解されるとともに、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長に対しても、格別の御配慮をお願いします。